

第七十四号議案

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年九月十八日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例

警視庁の設置に関する条例（昭和二十九年東京都条例第五十二号）の一部を次のように改正する。  
別表第一警視庁神田警察署の項位置の欄を次のように改める。

千代田区神田錦町三丁目三番地二

別表第一警視庁四谷警察署の項管轄区域の欄中「若葉町一丁目」を「若葉一丁目」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において東京都公安委員会規則で定める日から施行する。ただし、別表第一警視庁四谷警察署の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

警視庁神田警察署の位置を改めるほか、規定を整備する必要がある。